

各種施設基準について

・入院中の食事療養について

当院は入院時食事療養(I)の届け出をしております。管理栄養士によって管理された食事を、適時(夕食については午後6時以降)に適温で提供しております。

・DPC 対象病棟について

当院は入院医療費の算定にあたり、患者さんの病名や診療内容に応じ、包括請求と出来高請求を組み合わせて算定する[DPC 対象病院(標準病院群)]となっております。

対象の病棟: 4階病棟

医療機関別係数: 1.2862 (基礎係数 1.2862 + 機能評価係数 I 1.0451 + 機能評価係数 II 0.0602 + 救急補正係数 0.0081)

・「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

・情報通信機器を用いた診療について

当院ではスマートフォン・タブレット等の情報通信機器を使ったオンライン診療を、脳神経外科の一部疾患において行っております。ご自宅から診察やお薬の処方が受けられます。

※初診は原則として対面での診療を行う必要がございます

※情報通信機器を用いた診療の初診においては、向精神薬の処方は行っておりません

※情報通信機器を用いた診療が受けられるかについては、担当の医師とご相談ください

・医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化をふまえ、当該システムを導入しております。マイナ保険証などの利用を通じて診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力を願いいたします。なお、公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは情報取得ができず確認できませんので、原本をお持ちください。

・医療 DX 推進体制加算について

当院は医療 DX 推進体制の整備に関して、以下のような体制を整備・活用しています。

・オンライン請求を行っています

・オンライン資格確認を行う体制を有しています

・電子資格確認を利用し取得した診療情報を閲覧または活用できる体制を有しています

以下につきましては、今後、整備をすすめる予定です

・電子処方せんを発行する体制

・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

・栄養サポートチーム加算について

当院は「栄養サポートチーム」の取り組みを行っています。

「栄養サポートチーム」は、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士からなる多職種によって構成されるチームで、栄養障害の状態にある患者さんや、栄養障害の危険性がある患者さんに対して、患者さんの生活の質向上、病気の回復、感染症や褥瘡（床ずれ）の予防などを目的として活動しています。「栄養サポートチーム」は、定期的に検討会や病棟回診を行い、患者さんの状態に応じた栄養治療計画を作成・実施しています。

・後発医薬品使用体制加算について

当院では、外来および入院において、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。

なお、状況に応じて患者さんへ事前のご説明の上、投与する薬剤が変更となる可能性があります。

・患者サポート体制充実加算について

当院は患者さん及びご家族からの疾病に関する質問や、生活上・入院上の不安など、様々な相談に対応するため、次のような取り組みを行なっています。

- ・患者相談窓口の設置および担当職員の常時配置（場所：1F 患者サポートセンター）
- ・患者相談窓口職員と院内各部門（病棟・外来・医療安全管理者・感染管理者・カルテ開示担当者）との連携
- ・患者支援に係わる取り組みを評価するための会議開催（週1回程度）
- ・「患者サポート体制」相談支援窓口運用マニュアルの作成、保守、運用

・院内トリアージについて

当院では診療時間外に受診される患者さんへトリアージを行っております。

専門の知識を有した看護師が症状を伺い、患者さんの緊急性度・重症度を判断しより早期にケアを要する患者さんから優先的に診療を開始します。

順番が前後することがありますが、ご理解・ご協力を願いいたします

・一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

・下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院は下肢末梢動脈疾患管理加算の届出を行っています。慢性維持透析（人工透析）を実施している患者さんに対し、リスクの評価を行い、評価に基づいた指導管理を行っています。下肢末梢動脈の虚血性病変が疑われる場合には当院の専門医と連携して治療を行います。また、必要に応じて主治医の判断にて他施設に紹介を行う場合があります。